

戸深川に仮寓し、京坂及び江戸の風俗人情を記録する「守貞漫稿」の筆を起していたが、これは後に30巻の稿本となった。その記述、嘉永6年以後に及んでいるところから見れば、40歳代まで生在していたことは明らかであるが、いま歿年を詳かにしない。その稿本は東京帝大図書館に伝わり、これを「類聚近世風俗志」と題して刊行した。

注(12) 刀工の官名の起源は、12世紀末から13世紀始めにかけて、後鳥羽上皇が「菊一文字」の刀を打つため、御番鍛冶を院の御所に入れる際、名目だけの官名を与えた時にあるといわれる。「菊一文字」とは、御番鍛冶を命じた備前則宗や貞次など一文字〔銘に「一」の字を刻む〕系の刀工が鍛え後鳥羽院が自ら菊の紋の刻印を打ったと伝えられる刀剣。院の御所で打ち上げた刀を菊御作〔きくのぎょさく〕・菊の御作〔ごさく〕・菊作りの太刀・菊作り・菊作〔きくさく〕・御所鍛〔ごしょきたえ〕・御所焼などともいう。

資料 大漢和辞典（諸橋轍次）

広文庫第10冊（物集高見、物集高量）

5. 伊達家の紋章「三引両」について

問 「市政のしおり」（仙台市議会事務局編）の巻頭に「仙台市の紋章と伊達家の紋章」と題して、次のように説明してあります。

『市の紋章は三引両（豎引両）から考案されたもので、仙台市の「仙」の字を図案化しています。三引両は伊達家の紋章で、始祖朝宗が幕の紋横画徽章として、源頼朝から賜わったものを、豎引両（豎画）⁽¹⁾に改めて使うようになったといわれます。引両は日月を意味し、両は竜の転化したもの⁽²⁾⁽³⁾です。伊達家では、この三引両を「竹に雀」よりも古くから使ったようで、仙台城内の書院・城内櫓の巴瓦、社寺建築にも見られます。』この中で『引両は日月を意味し、両は竜の転化したもの』とあるのは、どういうことなのでしょう。

答 「日本紋章学」（沼田頼輔）では、引両について次のように述べています。

『引両

引両紋は引龍・引輦・引料あるいは引両筋とも書く、その用字の一定していないようにその解説もまた一定していない。

「蒼梧隨筆」〔大塚蒼梧。寛政12。〕「反古染」

○古字如此を日と申文字也

○古字如此を月と申文字也

引両・二引両の外囲に囲みを用いるようなことは近世のことであるからたとえ今日その形象が日月の文字に似ているとしても、これをもって日月の精靈になぞらえるようなことは当を得たことではない。

引両紋は、もと幕の文様であったのが転じて家紋となったものである。』

以上によって、お尋ねの第1点『引両は日月を意味』するものでないことが明確になります。まして、豎三引両 ⑩に至っては、全く日月などとは関係のないものであります。また、第2点の『両は竜の転化』したものではなく、両と竜とは音も意味も違う全くの別字であります。故に『引両は日月を意味し、両は竜の転化したもの』の部分は、不必要的ものとして削除すべきものであります。

なお、「市政のしおり」の説明文は、「仙台事物起原考」（菊地勝之助。昭和39。同様の記述は同氏の「名数みやぎ郷土小事典」（昭和48）にもある。）からその倣採った跡があり、誤りの責任はこの書にあるようです。『朝宗が頼朝より幕の紋横画徽章を賜ったが、この横画をさけて豎画、即ち豎引両として使用することになったという。元来引両には一引両とか二引両の別があり、日月を意味し両は竜の転化したもので、伊達家は三引両に改め、竹に雀よりも古い時代から使用したようである。この三引両は建築に応用され、仙台城内の書院、城門櫓の巴瓦、社寺の建築瓦等に見られる。現在の仙台市の紋章はこの三引両から考案されたものである。』尤もらしいこじつけ、不願意な誤解が、このような誤まりを伝えるものとなつたようです。

注(1) P 73注(2)を再掲する。

陣幕は、武家の家紋以前の時代に、自他識別のためにそれぞれ独自の意匠を施した慢幕で、主将や部将の所在を顯示するため張りめぐらし、戦闘指揮や布陣示威等にも役立てたものである。「伊達正統世次考」卷1 上に次の記事がある。『文治五年。自頼朝卿賜幕紋。伝言。當時猶憚之以為豎引両。島津左衛門尉忠久以為其子亦賜。憚為十字伝。』「東藩史稿」卷之1に『念西公〔朝宗〕……文治五年……又幕紋横画徽章ヲ賜フ、避テ豎画〔たてかく〕ト為ス、』とある。勿論当初は「幕紋」として使用したもので、丸の輪郭に入れて図案化し、定紋としたのは後代のことである。なお、仙台市のマークはこの三引両の紋章をデザインして、昭和8年9月5日制定されたものである。

注(2) りょう。liang。ふたつ。たぐい。かねて。織物2端の長さの単位。25人の隊。重さの単位。車を数える数詞。貨幣の名目。など

注(3) りょう。long。りゅ。ばう。まう。りゅうは慣用音。たつ。君。あきらか。大きい。高8尺以上の馬。豪傑俊才。山脈のさま。めぐみ。たまもの。など

注(4) 名嘉樹〔よしき〕、通称市郎左衛門、字子敏また敏卿、号蒼梧。有職故実、考証の精確を以て名高い。享和3年〔1803〕歿、73才。

注(5) 昔の文字。古代文字。古文。

資料 日本紋章学（沼田頼輔）

6. 唐船番所は何処にあったか

問 「からふねばんしょ」が5か所あったということですが、何処々々に置かれているのですか。

答 唐船番所を正しくは「とうせんばんどころ」と呼び、次の5所に置かれていました。

1. 気仙沼郡綾里（りょうり）邑八ヶ森（現岩手県気仙郡三陸町綾里字名浜）
2. 本吉郡歌津邑泊浜（現歌津町泊浜）
3. 牡鹿郡鮎川浜（現牡鹿町鮎川）
4. 桃生郡宮戸浜大浜（現鳴瀬町宮戸）
5. 亘理郡坂元本郷磯浜（現山元町磯浜）

寛永16年〔1639〕7月4日、幕府が最後的鎖国令を発してからも、時折外国船が西国近海に出没⁽¹⁾するだったので、正保3年〔1646〕には切支丹制禁を一層厳重にするよう諸大名に下令しました。⁽²⁾外国船監視のため、全国の海岸の要所々々に番所を設置させたのはその頃のことです。正保元年〔1644〕幕府が諸国郡の絵図の撰上を諸侯に命じていますが、この時作製された仙台領絵図に⁽³⁾「遠見新番所」〔とうみしんばんどころ〕と図示されているのが見られます。この名称は、以前からあった境目番所や川番所に対し、新規の番所であったことによります。やがて、その独自の目的から「唐船番所」と称するようになりました。唐船とは、もと中国・朝鮮の船を指したのですが、ヨーロッパ船が来航するようになってからは、広く外国船一般の総称となったのです。

唐船番所は、海岸最高所を選び方丈〔方3m位〕の土壇を置き監視所を設け、その麓に方2間〔約3.6m四方〕の見張要員詰所を置いてありました。見張要員は通常直参足軽5名の定員を配置し、2人1組で監視を担当することになっていました。番所の監督責任者は、最寄りの穀改め役人⁽⁴⁾の兼帶となっていました。監視勤務は5日交代、中には1か月交代の番所もあったようです。勤務者の食事は村方の請負とされていました。見張所には、遠眼鏡を備付けた所もありました。監督責任者の穀改め役人、所轄の代官、海岸防備担当の備頭などへの外国船発見の通報は、昼間は発煙、⁽⁵⁾夜間は火光信号をする定めで、これによって直ちに早船・早馬を仕立てて急報すると共に、村の半鐘や寺々の鐘や太鼓で広く伝達する手筈になっていました。海上監視は間断なく続けられましたが、設置後約90年目の元文4年〔1739〕5月23日・鮎川番所で三陸沖を南下するロシアの探検船3隻を⁽⁶⁾発見したことがあっただけで、各番所は明治初年の廃止に至るまで、何事もなく経過しました。

各番所の実査記録が「奥州仙台領遠見記」の中に次のように記されています。唐船番所が設置さ⁽⁷⁾